令和８年

第４回市議会定例会　報告第３号

専決処分の報告について

令和８年９月８日函館市日吉町１丁目６番地先で発生したヒグマ出没調査中のクマスプレー誤噴射事故による損害賠償の額を令和８年１０月９日地方自治法第１８０条第１項の規定により，次のとおり専決したので報告する。

令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

１　損害賠償の額および損害賠償の相手方

⑴　１７，７２０円

函館市に在住する４０歳代の女性

⑵　１７，７２０円

函館市に在住する児童の法定代理人（親権者）　母

⑶　１７，７２０円

函館市に在住する児童の法定代理人（親権者）　母

⑷　１７，７２０円

函館市に在住する２０歳代の男性